

# 浮魚礁自主調整協議会加入資格確認申請及び浮魚礁敷設承認申請取扱要領

(沖縄海区漁業調整委員会)

## 漁調委第106号

沖縄海区漁業調整委員会指示17第1に基づく浮魚礁自主調整協議会加入資格確認申請及び浮魚礁敷設承認申請取扱要領を次のとおり定める。

平成17年3月25日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 桃 原 仁 一

(協議会加入者等名簿)

- 1 指示第1項第2号に定める浮魚礁自主調整協議会加入者等名簿は、第1号様式に定めるものとする。  
(浮魚礁自主調整協議会加入資格確認申請)
- 2 指示第3項第1号に定める加入資格確認申請書は、第2号様式に定めるものとし、次の各号に掲げる書類を添付して、委員会へ提出しなければならない。
  - (1) 法人格をもつ団体であることを証する書類
  - (2) 事業者の構成人員を明らかにする名簿等
  - (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
  - (4) その他、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類  
(敷設の承認等)
- 3 (1) 指示第4項第1号及び指示第7項第1号に定める浮魚礁敷設承認申請書は、第3号様式に定めるものとし、世界測地系による緯度及び経度を記載した位置図、浮魚礁の構造を示す書類(以下「構造図」という。)を添付して、委員会へ提出しなければならない。ただし、既設の浮魚礁について再度承認を受ける場合は、位置図及び構造図を省略できるものとする。
  - (2) 指示第4項第2号に定める浮魚礁敷設に関する協議書は、第4号様式に定めるものとする。
  - (3) 指示第4項第3号に定める浮魚礁敷設承認証は、第5号様式に定めるものとする。  
(承認の制限、条件等に関する届出)
- 4 (1) 指示第6項第4号に定める海上作業届は、第6号様式に定めるものとする。
  - (2) 指示第6項第5号に定める浮魚礁敷設届は、第7号様式に定めるものとする。
  - (3) 指示第6項第6号に定める浮魚礁流失届は、第8号様式に定めるものとする。  
(敷設承認の取消しに関する届出)
- 5 指示第7項第3号に定める浮魚礁敷設承認取消届は、第9号様式に定めるものとする。  
(浮魚礁の利用)
- 6 指示第8項第4号に定める承認旗等設定届は、第10号様式に定めるものとし、承認旗等の様式を添付するものとする。  
(附則)

この要領の有効期間は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。